

くは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に關し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの人から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を採取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させるとの権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四六年一月一四日農林省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四六年三月三十日農林省令第一五号）抄
この省令は、農業取締法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第一号）の施行の日（昭和四十六年四月一日）から施行する。

附則（平成五年四月一日農林水産省令）
第二二号
この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繩糸価格安定法施行規則、繩檢定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病

讓与等にに関する省令、肥料取締法施行規則、病害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水或等におけるさばつり魚業及び沿岸魚業等の

附 則（昭和四六年七月一日農林省令第
五五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五一年一月一二日農林省令
第二号）

病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する

取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、

3 法第二十九条第三項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、農薬の製造加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの人から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を索取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局长に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。

する。この省令は、昭和五十一年二月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二七日農林省令第一五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一八日農林省令第三一号）抄
この省令は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二二日農林水産省令第二〇号）抄
この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

省令、餌料の安全性の確保及び品質の改善に關係する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるすわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつぶ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはねなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の

4 分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

法第三十一条第一項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則（昭和五八年七月三〇日農林水産省令第二六号）

取締りに関する省令 黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの

附 則（平成一一年三月三〇日農林水産省
省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一二年九月一日農林水産省
令第八二号）抄

二項又は第十二条第一項の申請書、第四条第二項の申出書、第八条第一項又は第十条第一項の届出及び申請書並びに同項、同条第三項若しくは第四项、第十五条、第二十一条又は第二十五条の届出書は、正本一通及び副本一通を、第五条第二項、第十八条、第十九条又は第二十四条の報告書は、一通を提出しなければならない。

の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。
附 則（昭和五八年一二月二六日農林水産省令第五七号）
この省令は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の日（昭和五十九年三月一日）から施行する。

間は、これを使用することができる。
3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

第一項 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成一三年三月二二日農林水産省令第五九号）抄
(施行期日)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年五月一五日農林水產省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二年一月一日農林水産省令第一号）抄

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)

農林省令第五号は、廃止する。
附 則（昭和三八年五月一日農林省令第
三六号）抄

定の合理化に関する法律（昭和五十九年法律第二十三号）の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

2 1 この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた承認等の处分その他の行為（以下「承認等の行為」という。）又はこ

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

別記 様式第1号（第1条関係）

18 飲食の偏りによる代謝疾患
19 飲食偏りによる疾患構造

(日本版監修会員A)

問1

1. Aは日本人で、日本ではこの病気を抱えることが多い。
2. 動脈硬化になると、「日本・動脈硬化症の発生率」及び「死因」
3. 飲食偏りによる疾患構造は、主に動脈硬化症の構成割合が大きい。
4. 飲食偏りによる疾患構造は、主に動脈硬化症の構成割合が大きい。
5. 飲食偏りによる疾患構造は、主に動脈硬化症の構成割合が大きい。
6. 飲食偏りによる疾患構造は、主に動脈硬化症の構成割合が大きい。

2. 飲食偏りによる疾患構造

3. 飲食偏りによる疾患構造

4. 飲食偏りによる疾患構造

5. 飲食偏りによる疾患構造

6. 飲食偏りによる疾患構造

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第4条関係）

株式会社A(本店・各支店) (印を捺すものと、氏名、会員登録IDとパスワード)	
契約特典申込書	
年 月 日	
農林水産大臣 聞	
性別	
氏名 (法人の場合にあっては、そぞの名前と代表者の名前)	
農業経営形態第3種第3項 (農業経営第6項において「契約特典申込書」用紙第3種第3項の記載事項) に記載する旨の記入欄	
記	
1) 農業の生産規模等の記入	
2) 契約を希望する契約の内容	

日本産葉被格子

様式第4号（第5条関係）

日本農業規制法(4)

地主 1 現に登録を受けている農薬であると旨は登録番号を記載すること。
 2 審査結果の欄は、農業取締法第4条第1項各号のいずれかに該当すると旨はその内容を記載すること。

様式第5号（第8条関係）

問題五号（第4回問題）(本題の合計点数)

問題一： 分析、算術、筆記試験上、以上の問題の本題部を組み合わせて、最も適切な選択肢を一つ選んで、その番号を記入せよ。

問題二： 分析、算術、筆記試験上、(1)と(2)の問題を組み合わせて、最も適切な選択肢を一つ選んで、その番号を記入せよ。

問題三： 分析、算術、筆記試験上、(1)と(2)の問題を組み合わせて、最も適切な選択肢を一つ選んで、その番号を記入せよ。

問題四： 分析、算術、筆記試験上、(1)と(2)の問題を組み合わせて、最も適切な選択肢を一つ選んで、その番号を記入せよ。

問題五： 分析、算術、筆記試験上、(1)と(2)の問題を組み合わせて、最も適切な選択肢を一つ選んで、その番号を記入せよ。

《四》

様式第6号（第10条関係）

株式会社トヨタ(本店)様		(印) 代表取締役社長、本店 〒441-0051 愛知県豊田市駒場町601-1(駒場6丁目)
農業用機械販売部販賣課		
年 月 日		
農機水害火災 記		
在庫		
販売 (返済の場合は販売額にて記入)		
保証金 (返済の場合は保証金にて記入)		
下記に記載のとおり農業用機械販賣部にて販売された機械を保証する旨の契約書(販賣契約書)及び保証契約書(保証契約書6種)にて記載する機械の販賣額と保証額が記載されています。		
記		
1.	農業用機械販賣部名	
2.	変更を生じた年月日	
3.	変更を生じた内容及び変更の内訳	
4.	変更の理由	

様式第7号（第10条関係）

第4回 第7号（昭和4年）(中巻) (1929年)

農業技術の進歩と農業政策を理解するための

農業技術と農業政策

第三回

加入登録料
登録料をもつ
ないひと

農業小字小字 地圖

右圖
左は「農業小字地圖」で、右は「七
「七」名前を冠された地名

下図は「農業小字地圖」で、左は「農業小字地圖」で、右は「七
「七」名前を冠された地名

第三回 14日午後、近所に住む二つの田舎者（田舎者名を各2名）の代役に農業小字地圖を提出することとともに、農業技術の進歩を聞き取ること。

五

1. 他の農業技術者及び各名

2. 農業をもつた理由

3. 農業をどうして取り扱うかの内容

4. 農業の問題

(日本農業出版社編著)

1999-2000 年度第 1 四半期の実績

様式第8号（第10条関係）

株式会社日本出版販売(本店)(以下略)	
郵便番号及支店名	
〒 107-0051 東京都港区六本木一丁目	
店舗名	
店舗名(法人の商号にあっては、 ²) 「株式会社日本出版販売」	
下記連絡員の連絡員名(本店)及び、販賣部連絡員名(各店舗)を記入して下さい。 販賣部連絡員名: 佐藤 勝也(本店連絡員名: 佐藤 勝也) 販賣部連絡員名: 佐藤 勝也(本店連絡員名: 佐藤 勝也)	
連絡員の連絡報告及び交付書類	
備考: 既存契約者は、本契約の範囲外における (1) 本店連絡員名: 佐藤 勝也	

備考 収入印紙は、正体にのみ貼り付けること。

様式第9号（第10条関係）

100

様式第10号（第10条関係）

《日本産葉被格入》

様式第1号(第1回会員登録) (会員登録用)	
新規会員登録用登録申込書	
年 月 日	会員登録 用申込書 提出申込 書
郵便住所(記入欄)	
性別 ※「他の」の場合は、性別欄に「その他」と記入して下さい。	
年齢 ※「未満」の場合は、年齢欄に「未満」と記入して下さい。	
会員登録用登録申込書を複数人で提出する場合は、複数人用登録申込書(別紙)にて提出して下さい。	
記入欄	
1 姓 氏の登録区分	
2 姓 氏の登録区分	
3 当該会員が、 会員登録用登録申込書を複数人で提出する場合は、その 記入区分	
登録申込書を提出する前に、正しく記入されたことを、 (注)登録申込書は個人情報	

株式会社13号(東山本店)(平成6年4月1日登記、代表者名:田中義和、登記番号:京府登記第1005-1-0001)	
農業従事者(農家、園芸)用	
年 月 日	
被認可者用	
住所 住名(法人の場合は名前と住所)	
農業従事者用	
記	
1 稲作栽培の所在地	

様式第14号(第18条併用)									
農業製造(輸入)数量、譲渡数量等及び農業の安全性に関する情報報告書									
年 月 日									
農林水産大臣 殿									
会社コード	住所 氏名 〔法人の場合は、そなへて、その代表者又は代表者の氏名 (前二者の氏名及び略称) (前二者の氏名及び略称)								
農業取扱法施行規則第18条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農業の製造(輸入)数量、譲渡数量等及び農業の安全性に関する情報を下記のとおり報告します。									
記									
1 農業製造(輸入)数量、譲渡数量等									
登録番号 の番号	農業の 種類	農業の 種類 コード	前年9月末 在庫量	製造(輸 入)数量	販売 数量	その他 の譲渡 数量	返品 数量	9月末在庫 量	価格
2 農業の安全性に関する情報									
農業の登録番号、名称及び有効成分名									
当該農業の使用による農作物等、人畜又は生活環境 動植物への害の発生に関する情報									
当該農業の使用による農作物等、人畜又は生活環境 動植物に対する影響に関する研究報告									

外団における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報	
その他の当該農薬の安全性に関する情報	

備考 1 本校の場合は、キログラム又はリットルとすること。
2 価値の欄は、集計期間における工場直し平均価格(キログラム又はリットル)を記入すること。
3 本校による報書に付して、その記載事項を記録した電磁的記録媒体(電子の方式、磁気の方式その他の知覚によっては認識することができるなり式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)による報告を行っても可し支度ない。

様式第1号(第2種類別) (印鑑表示欄・印鑑・氏名欄・印鑑栏)	
(表題)	
第 号	年 月 日交付
直轄行政機関の認定により 立入検査を受ける職員の 記載欄	
字 真	職名 年月日 年 月 日

3. 第1項第4項に「被保険者」の規定は第1項の規定による立候補権について、第2項第3項に「被保険者」の規定による立候補権の規定は第1項の規定による立候補権について、それと同一である。

参考、各号の番号(1)から(6)のうち當初は、6ヶ月以上勤務しておられる200日以上勤務の者に、又はこれを予定する。

(1) 第1項第1項に「被保険者」とは第3項の規定による被保険者を切り、要しくは通常の被保険者をし、又は同じく第1項(被保険者)に「被保険者」とは第3項の規定による立候補権の規定による被保険者をし、又はこれを予定する者。

五、(2) 第1項後段に「被保険者」とを切り、要しくは通常の被保険者をし、又はこれを予定する者に「被保険者」との規定による被保険者を切り、要しくは通常の被保険者をした者。

参考 大きさは、横1センチメートル、高3センチメートルとされる。

様式第16号（第21条関係）

様式第17号（第22条関係）

株式会社1号(本店名)		(販売店名、販賣部名、販賣室名)□□□-□□□□
国内販賣、受取販賣		
年月日		
農林水産大臣 聞		
直向		
氏名 (法人の場合は名前として下さい) ○(会員登録番号)		
下記のうち何箇に個人情報を入力したいため、農林水産省規則第3条の規定に基づき口封筒にて一括りで提出せん。		
記		
1 農業の登録番号及び名称		
2 実業の登録年月日		
3 寄託販賣の内訳個人の氏名(法人の場合にあっては、その名前及び登録番号)及び住所		
4 寄託の理由		

样式第17号(第22条問体)

農業製造数量及び譲渡数量並びに農業の安全性に関する情報通知書		
年 月 日		
般		
会社コード	住所 氏名 〔法人の場合にあっては、その の名称及び代表者の氏名〕 〔担当者の氏名及び所属〕	
農業取扱法施行規則第22条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農業の製造数量及び譲渡数量並びに農業の全性に關する情報を下記のとおり通知します。		
記		
1 農業製造数量及び譲渡数量		
登録番号		
農業の種類別		
農業の品目別		
農業の種類コード		
製造数量		
譲渡別別譲渡数量	譲渡先	
	譲渡数量	

2 農薬の安全性に関する

典義の豊島ヨリ、名前と有効性分野	
当該薬の使用による副作用等、人間又は生活環境に及ぼす影響等に関する情報	
当該薬の使用による効能、効果又は生活環境等に対する影響等に関する情報	
外国における当該薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報	
その他の当該薬の安全性に関する情報	

(日本産業規格A)

備考 1 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。
 2 講習会別記録数量は、本部に輸出されるものに限る。
 3 本様式による通知に代えて、その記録記録を記録する電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)による通知を併せて送り、可とする。

様式第18号(第24条関係)

農業製造数量及び譲渡数量並びに農業の安全性に関する情報報告書	
農林水産大臣 殿 年 月 日	
住所 氏名〔法人の場合は、そぞくの代表者の氏名〕 (担当者の氏名及び所属)	
農業取締法施行規則第22条の規定に基づき、農業の製造数量及び譲渡数量並びに農業の安全性に関する情報が別紙のとおり通知されたので、同令第24条の規定に基づき報告します。	
(日本農業規格A4)	

備考 1 別紙として、様式第17号の写しを添付すること。
2 本様式による報告書及び印影は、その記載事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の方式によって記録することができる方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)による報告を行っても差し支えない。

様式第19号(第25条関係)
(日本農業規格A4)

農業分野監査結果報告書(第25条の規定による監査結果報告書)	
農林水産大臣 殿 年 月 日	
住所 氏名〔法人の場合は、そぞくの代表者の氏名〕 (担当者の氏名及び所属)	
農業分野監査結果報告書の提出に基づき下記のとおり受け取ります。 記	
1 農業の監査番号及び名称 2 著しい事項に変更を生じたときは、変更前の提出書類	
(日本農業規格A4)	